第二条　船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
船舶安全法施行規則第一条第十一項の告示で定める水域は、次に掲げる地点を中心とする半径百五十海里の円内の水域から構成される水域とする。 一～九　（略） （削る） 十～十六　（略）	船舶安全法施行規則第一条第十一項の告示で定める水域は、次に掲げる地点を中心とする半径百五十海里の円内の水域から構成される水域とする。 一～九　（略） 十　北緯三十四度四十分十二秒東経百三十八度五十六分五十五秒の地点 十一～十七　（略）

附　則

この告示は、令和八年七月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和九年七月一日から施行する。

○防衛省告示第百四十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年六月十七日及び同月十八日（予備、同月十九日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒
(イ)　北緯三一度四七分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年六月十五日から同月二十一日までの間、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)及び(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに(ウ)及び(ク)を結んだ線から北側で(イ)及び(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに(イ)及び(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一三四度〇分〇秒
(イ)　北緯三四度一六分四八秒　東経一三四度一八分二三秒
(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一三四度〇分〇秒
(エ)　北緯三四度〇六分五一秒　東経一三四度一分五九秒
(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一三四度〇分〇一秒
(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一三四度〇分二五分四七秒
(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一三四度〇七分四八秒
(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一三四度二一分五〇秒
(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一三四度一四分〇九秒

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年六月十五日から同月二十一日までの間、毎日〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年六月十五日から同月二十一日までの間、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十三号

海上における火薬の水中爆破訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年六月十五日から同月二十七日までの間、毎日〇五〇〇から二一〇〇まで

区　域　硫黄島周辺の次の一の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる二区域及び次の二の(ア)から(ク)までの八地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(ク)の地点を結んだ線により囲まれる区域

一
(ア)　北緯二四度四六分四九秒　東経一四一度一六分四五秒
(イ)　北緯二四度四六分四〇秒　東経一四一度一七分二二秒
(ウ)　北緯二四度四五分〇一秒　東経一四一度一六分五三秒
(エ)　北緯二四度四五分一〇秒　東経一四一度一六分一六秒
(オ)　北緯二四度四八分五七秒　東経一四一度一七分一一秒
(カ)　北緯二四度五〇分〇二秒　東経一四一度一九分二七秒
(キ)　北緯二四度四九分〇一秒　東経一四一度二〇分六〇秒
(ク)　北緯二四度四八分四一秒　東経一四一度二〇分四四秒

二
(ア)　北緯二四度四八分五七秒　東経一四一度一七分一一秒
(イ)　北緯二四度五〇分〇二秒　東経一四一度一九分二七秒
(ウ)　北緯二四度四九分〇一秒　東経一四一度二〇分六〇秒
(エ)　北緯二四度四八分四一秒　東経一四一度二〇分四四秒
(オ)　北緯二四度四九分二六秒　東経一四一度一九分三六秒
(カ)　北緯二四度四九分二七秒　東経一四一度一九分〇九秒
(キ)　北緯二四度四八分五五秒　東経一四一度〇七分〇二秒
(ク)　北緯二四度四八分三四秒　東経一四一度二一分二八秒

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　爆破訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、爆破海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。